

武田の里・サッカーのまち

報にらさき

平成19年
2007 / 6月号



PUBLIC RELATIONS MAGAZINE "NIRASAKI"

No.713



ずっとずっと いっしょがいいね

(関連記事は 17 ページに掲載)

目次 Contents

- 特集 「男女共同参画」 P.02
- 蕨崎市の財政事情を公表します P.08
- 私たちが選ぶ「蕨崎百選」7月募集 P.12
- 大きく変わります 所得税&住民税 P.14
- まちかどトピックス P.16
- くらしの情報 P.18

休日は みんなでしよう 家庭の仕事
毎月第1日曜日は、男女共同参画の日



男女共同参画

6月は男女共同参画推進月間

男女共同参画社会とは「男女がお互いを尊重しあい、家庭、職場、地域、学校、などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる、不当な性差別のない社会」のことです。

このような社会の実現を目指し、市は昨年4月に「蕪崎市男女共同参画推進条例」を制定しました。また、市内各地区で市民による積極的な取り組みも行われており、市民と行政が一体となって、誰もが住みよい地域づくりを行っています。

男と女が支えあう 男女共同参画社会

人は生まれるときに、男性か女性という生物学的な性差（性別）を持っています。

また、これとは別に成長過程で社会的・文化的に形成される性差（ジェンダー）には、「男性は女性よりも腕力がある」といったような性別による特性のほか、「男性のくせに」、「女性のくせに」といった人権を侵害する差別的なものがあります。

このような差別的なジェンダーが地域からなくなった社会を「男女共同参画社会」といいます。

つまり、男性・女性の人権が等しく尊重され、女性が自らの選択により活躍し、男性も育児や地域活動に参加し、お互いが支えあい、利益も責任も分かちあう、バランスのとれた社会のことです。

現状はどうでしょう

「女性だから赤」、「男性だから青」、「女性は家事・育児」、「男性は仕事」などといわれた経験は、誰もが一度や二度はあるのではないのでしょうか。



「女性だから」、「男性だから」という性別による役割は、生まれたときに備わっているものではなく、社会や文化が作りあげた差別的なジェンダーです。

法律・制度上では男女平等がほぼ達成されつつあるものの、女性の政策・方針決定への参画、職場における能力発揮は十分ではないほか、家事・育児・介護における負担が重くなっています。

このような差別は長い歴史の中で培われてきたため、なかなか気づきにくいものです。女性だからという理由で差別されているのでは、本当に平等な社会とは言えません。

また、伝統的に男性の家事・

育児への参加が「男性らしくない」という傾向が残っています。

実際、男性の育児休暇が認められているにもかかわらず取得率は1%にも達していません。

このように地域社会の様々な面で、男女共同参画が諸外国と比較して不十分であり、「男性は仕事、女性は家庭と子育て」などの固定的な男女の役割分担意識が根強く残っているのが現状です。

男女共同参画社会を実現するためには

女性も男性もジェンダーにとらわれずに、自分の能力や行動、生き方を広げることができるといっていいでしょう。

そのためには、家庭、職場、地域、学校など、毎日の生活や人間関係の中で何気なく当たり前と見過ごしている性差別的な意識や言動に、私たちがそれぞれの立場から敏感に気づき、見直すことが必要です。

そうすることで、不当な性差別的な誰かが住みよい地域づくりが実現するのではないのでしょうか。

人はオギャーと生まれたとき、男か女かという生物学的性差（性別）をもっています。

乳幼児段階で、お腹が空いたときやお尻がぬれたときなどに、○○がきてニッコリと笑い対応してくれると、「○○が愛してくれている」という意識が形成されます。この○○は、お父さんであり、お母さんでありたいものです。

幼児から学童・生徒への成長過程では、両親や祖父母や学校やテレビなどから、「男（女）」とはこういうものだ、「父親（母親）」とはこうだ、「世間一般に、これは男（女）」に適している仕事だ「など」ということを学習し、男女差が意識の中に形成されていきます。これらの社会的に形成された性差をジェンダーと呼びます。

男女共同参画社会とは、不当な性別的ジェンダーが、家庭、職場、地域、学校などからなくなった社会のことです。

ジェンダーとは単なる「性差」のことであり、それ自体は悪者でも正義でもありません。中でも「男性は女性より腕力がある」とか「女性は男性より長生きする」というものは、それぞれの特性であり、納得できるものです。

しかしながら、中には誤った性差がみられます。それは差別的なジェンダーです。例えば、「男性は家族を支えるもの」「家事は女性が担うもの」「男（女）は男（女）らしい方がよい」「地域の祭事は男性が担うもの」「地域の役員は男性の方がよい」「女性は結婚すると仕事を辞めるから困る」など、これらの男女の人権を侵害する不当なジェンダーは、家庭内、職場内、地域や社会の中にたくさんあります。

男女共同参画社会とは、不当な性別的ジェンダーが家庭、職場、地域、学校などからなくなった社会のことです。



向山 建生 さん
（蒲崎市男女共同参画アドバイザー、
山梨大学客員教授）

広げよう共同参画

韮崎地区

～憲法第十四条のはなし～

平成18年11月5日、富士見二丁目公民館において、自治会活動の依頼で男女共同参画社会の話として「功名が辻」より一豊と千代の講演をしました。

平成19年1月、ホテル舟山にて韮崎市商工会女性部新年互礼会において、『憲法第十四条、すべての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない。』男女共同参画社会の原点はここにあるのではないかと話をしました。

また、3月4日韮崎市民会館で行われた「生涯学習の集い」においては、地区委員3名と応援2名を頼み、会話劇「家庭の問題」を上演し、笑いの中に男女共同参画社会のあり方について皆様の理解を得ることができたのではないかと思います。



韮崎市男女共同参画推進委員会では、「男女共同参画社会」の実現を目指し、様々な活動を行っています。

平成18年度、各地区において、地域のみなさまのご協力やご支援をいただきながら行われた推進活動の一部を、『推進だより』として報告します。

委員長	清水 一	
副委員長	伊藤 清美	伊藤 啓子
韮崎地区	高野 豊村	五味 はる美
	安部 美佐子	
穂坂町	大柴 豊子	海瀬 政友
藤井町	岩村 栄比古	早川 美智子
中田町	井上 修	伊藤 啓子
穴山町	藤原 恵美子	栗林 政樹
円野町	眞壁 喜代子	眞壁 昭彦
清哲町	藤巻 勝志	藤嶋 喬枝
神山町	山寺 正賢	工藤 静枝
旭町	鈴木 歳夫	吉川 恭子
大草町	藤原 はま子	中込 清子
竜岡町	醍醐 三郎	標 さか江

穂坂町

～気づくことが はじめの一歩～



平成19年2月11日、宮久保の法泉院集会所において、穂坂公民館巡回講演会と共に「気づく事がはじめの一歩（男女共同参画社会を築くために）」のビデオを上映し学習しました。「解りやすくてとても良かったよ。」との言葉が多く聞かれました。その後、推進委員が「家庭での共同参画にはお互いのこれまでの生活環境による特性を理解した思いやりが必要ではないか」というミニ講演を行い、参加者にはより一層理解を深める機会になったのではないかと思います。



家庭から 地域から



藤井町

～男女が支える地域づくり～

「今年の参画良かったよ。」生涯学習の集いでの発表が終わって引き上げた時に聞いた感想でした。今年はより身近に感じて欲しいと考え、出演を公民館運営委員の方々にお願いしました。

地域の顔の人たちが真剣に、時には失敗しながら取り組んでくれたことが、笑いを誘い、中身を身近なものに、自分たちの問題だと捉えていただいたように思います。家庭や地域の崩壊を思わせる今日、



それらの再生は多くの方々の願いだと思います。それは「男女が共に取り組んでこそ出来るものだ」と受け止めていただけたらと願っております。

穴山町

～「男女共同参画」を理解する機会づくり～

平成19年2月18日、穴山町重久分館で、移動学習を行いました。その際、普段馴染みのない、また何気なくやり過ぎてしまいがちな「男女共同参画」につ



いて、少しでも理解を得る機会づくりにと往路、復路で各々ビデオをとおして学習しました。皆さん真剣なまなざしで鑑賞して、家庭はもちろんの事、地域社会においても男女共同参画の大切さをわかっていただくことができたのではないかと思います。「何となく男女共同参画の姿が見えてきたようだ」と、好評を得ることができました。

中田町

～家庭の問題～

平成19年3月4日、第22回中田町生涯学習会が行われ、その中で中条・上野・小田川の3地区の主事さんたちの協力を得て発表いたしました。学習会の参加者およそ150人を前に熱のこもった会話劇でした。参加者は年配の方が多かったので、方言の懐かしさが、リアルな語り口のせいか、笑いの連続でした。家庭の問題では、とかく保守的だといわれている世代であります。充分耳を傾けて考えて頂けたことと思います。



円野町

～男女共同参画を知ってもらう～



多くの人が男女共同参画という言葉さえ知らない現状において、私達は、まずその運動を知ってもらうことから始めました。文化祭での会話劇の発表がそれでした。文化祭での発表

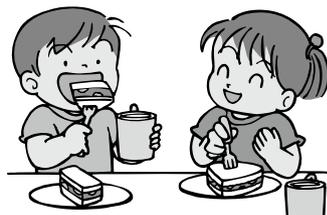
表となると、ただの芸能の発表になってしまう事がありますが、私達は会場で見ている人々に問いかけて、考えて頂き、この「男女共同参画社会」というものが一体どんなものかを理解して頂けるように工夫しました。しかし運動は知ってもらうだけでは意味がありません。この運動をみなさまに知ってもらった後は、これを実践して頂ければと思います。



神山町

～食と農を考える共同参画～

平成19年3月4日、神山町生涯学習フェスティバルの中で、推進委員が「食と農を考える共同参画」と題した講演を行いました。最近議論されている食育の



重要性について、ファーストフードが多用される生活の問題点、スローフードの大切さ、そこから生まれる食を支える農業の現状と、団塊世代の退職問題など、身近な生活の中から生まれる食に端を発する社会の様々な問題の中にあって、男女のあり方、男女の共同についてもう一度考え、家庭、地域の活性化に繋げていくことが大切ではないかという話をしました。このように、異なった視点から男女共同参画を見つめていくことも、住民の理解を深めることに役立つのではないかと思います。

清哲町

～みんなで考えよう 清哲町の人づくり、町づくり～

平成19年2月18日、清哲会館において、公民館行事の一環として、約60名のみなさんの参加のもと、男女共同参画「清哲フォーラム」を開催しました。私たちは、家庭や地域でどのような考え方をもち、どのような行動をすれば男女共同参画に沿った生き方なのか、具体的にはどのような事なのかを考えました。まずビデオで事例をもとに見ていただき、北杜市小淵沢町から借用した大型紙芝居を地元有志に声で出演していただき、地区長選出や授業参観など具体的なケースを勉強しました。更に1時間かけて韮崎市男女共同参画推進アドバイザー向山建生氏の司会により、公民館長、代表区長、児童委員、前韮崎市男女共同参画推進委員長で現在は山梨県男女共同参画審議会委員の浅川末子氏によるパネルディスカッションを行いました。



大草町

～考えよう介護の問題～



平成18年12月2日、「生涯学習の集いと福祉文化祭り」において、町の運営審議委員の協力を得て、「考えよう介護の問題」の会話を上演しました。

会場いっぱいの参加者の眼差しは真剣でした。認知症の家庭での介護は精神的にも肉体的にも想像以上に厳しいものがあり、介護は人生最大の修行の場である事、何より大事なものは家族の協力、そして地域社会の支えの中、健康で介護できる事がこの上ない幸せであることなど、参加者から貴重な体験を伺う事が出来ました。

やまなし男と女とのフォーラム

6月は男女共同参画推進月間です。

誰もが、家庭、地域、職場の中で、お互いにその人権を尊重しながら、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性・能力を発揮することができる社会にしていきたいと思います。

■期間中のイベント

「平成19年度やまなし男（ひと）と女（ひと）とのフォーラム」および「山梨県男女共同参画推進事業者等表彰式」を開催します。

■日時

6月8日（金） 14時～16時30分

■場所

山梨県立文学館 講堂

■内容

パフォーマンス（劇団さくらっ子、富士河口湖男女共同参画推進委員会）

山梨県男女共同参画推進事業者等表彰式
講演「男女共同参画社会～はじめの一步～」
（村松真貴子さん：アナウンサー、エッセイスト）

※男女共同参画推進センターでも、記念講演会や映画会など様々な催しを行います。

■お問い合わせ

男女共同参画課 ☎ 055-223-1358

FAX 055-223-1335

旭町

～共に学ぶ男女共同参画 in 旭～

平成19年4月20日、旭公民館において「男女共同参画推進のビデオ鑑賞」を行いました。上映したビデオ「もっと素敵にハーモニー」には、家族、会社、地域の中での「男女の共同参画への気づき」が描かれており、耳慣れない「男女共同参画」という言葉を身近な所から知っていただくという企画でした。旭町婦人部の皆さんを中心に、公民館の後援をいただくなかで、公民館長をはじめ、公民館主事、分館長、分館主事、前男女共同参画推進委員の方々、33名の参加がありました。短い時間でのビデオ鑑賞でしたが、気づきから次へ続くステップとなればと思っております。



竜岡町

～男と女が共に力を出し合って、元気な竜岡のまちをつくらう～

平成19年2月17日、町の生涯学習のつどいの半分を男女共同参画推進に当て、「男と女が共に力を出し合って、元気な竜岡のまちをつくらう」をテーマに、みだいスカイタウン区自作自演「共につくらう！自主防災会」の寸劇を、他地区の応援者と共に演じました。

その後、山梨県男女共同参画審議会委員の浅川末子氏から県の進行状況について報告があり、竜岡は先輩の歩んだ確かな礎があったからこそ、いま、一歩進んだ推進のつどいが実施できることを地域のみなさまと共に、確認した一日でした。



（この文章は上記の報告文と重複しているため、ここでは省略し、報告文の内容を補完する形で記載します。）

韮崎市の財政事情を公表します

この「財政事情の公表」は、市の財政がどのように運営され、どのような状況にあるかを市民のみなさまに広く知っていただくため、毎年2回広報により公表しているものです。

今回は、平成19年度当初予算状況のほか、平成18年度最終予算状況について、その概要を公表します。

韮企告示第1号

地方自治法第243条の3並びに韮崎市財政事情の作成および公表に関する条例に基づき、平成19年3月31日現在における韮崎市の財政事情を次のとおり公表する。

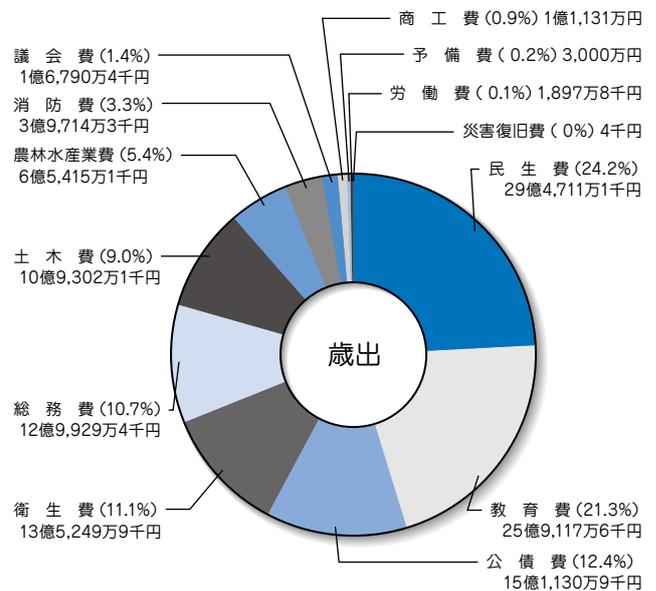
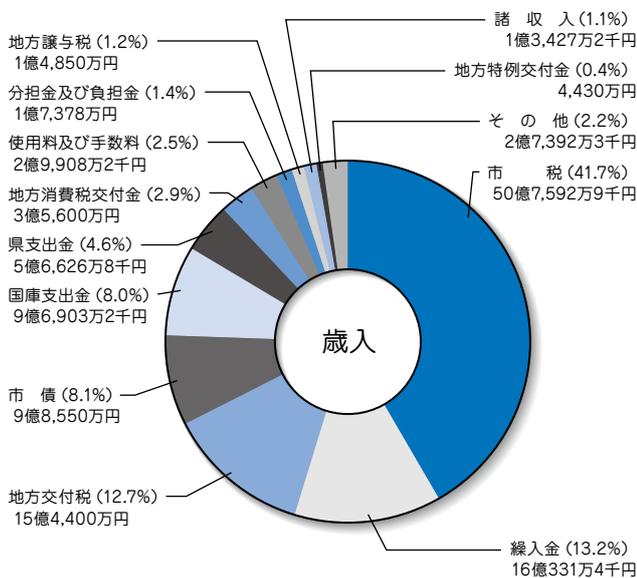
平成19年5月1日

韮崎市長 横内 公明

平成19年度当初予算状況

歳入歳出を予算別に見ると

予算総額 121億7,390万円

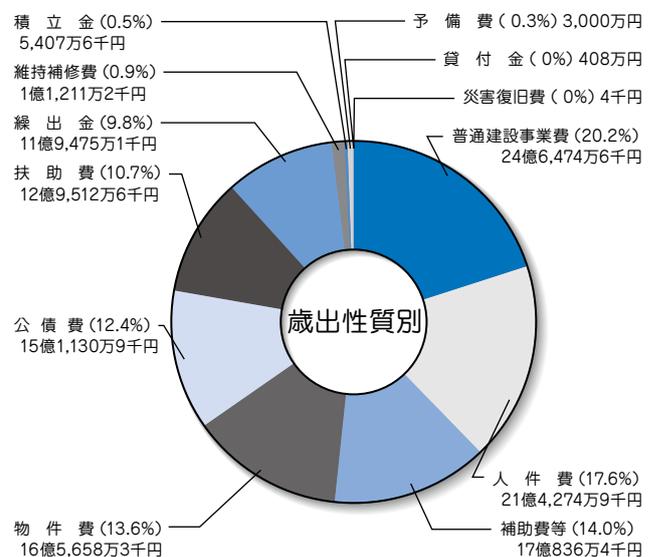


市民1人あたりの負担とサービス

行政サービス	367,958円
国保医療費	272,487円
市民税(個人)	46,046円
市民税(法人)	1,209,247円
固定資産税(個人)	75,983円
固定資産税(法人)	1,560,138円
国民健康保険税	88,643円
軽自動車税	2,169円
都市計画税(個人)	2,182円
都市計画税(法人)	56,895円
市たばこ税	5,473円
入湯税	515円

※市民税・固定資産税・都市計画税における(法人)については、1社あたりの額。
 ※固定資産税(個人)については市内1世帯あたりの額。
 ※国民健康保険税については被保険者1人あたりの額。
 ※その他については、市民1人あたりの額です。

歳入歳出を性質別に見ると



特別会計

(単位：千円)

特別会計名	予算現額
国民健康保険	3,160,579
老人保健	2,837,978
簡易水道	22,100
下水道事業	1,612,408
介護保険	1,584,609
介護サービス事業	16,682
恩賜林保護財産区 (第1 鈴嵐外 5 会計)	3,005
青木御座石財産区	882
甘利山財産区	9,139

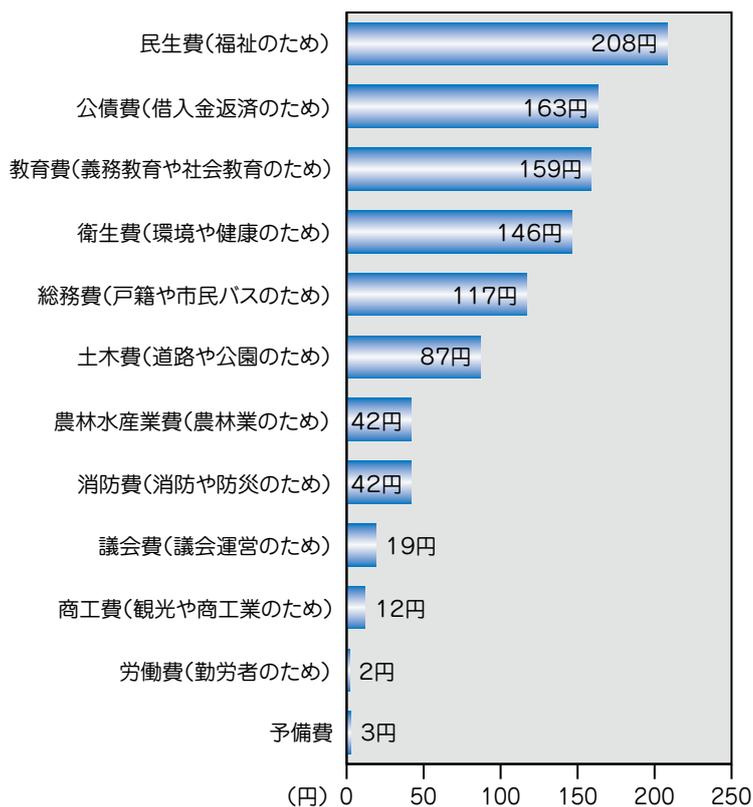


企業会計

(単位：千円)

会計	区分	予算現額	資本的収支補てん財源
韮崎市立病院事業	収益的収入	2,345,947	過年度分損益勘定内部留保資金 89,734
	収益的支出	2,345,947	
	資本的収入	77,276	
	資本的支出	167,010	
韮崎市水道事業	収益的収入	837,931	当年度消費税および 地方消費税資本的収支調整額 5,716 過年度分損益勘定内部留保資金 258,634
	収益的支出	837,931	
	資本的収入	213,480	
	資本的支出	477,830	

税金 1,000円の使われ方



平成18年度最終予算状況

一般会計および特別会計

(単位：千円)

会計名		最終予算現額	支出済額	差引額
一般会計		13,013,399	11,097,315	1,916,084
特別会計		8,797,116	8,475,200	321,916
内 訳	国民健康保険	3,030,369	2,826,860	203,509
	老人保健	2,717,819	2,676,440	41,379
	簡易水道	23,708	23,131	577
	下水道事業	1,510,794	1,494,815	15,979
	介護保険	1,479,127	1,423,351	55,776
	介護サービス事業	19,079	17,978	1,101
	恩賜林保護財産区 (第1鈴嵐外5会計)	3,679	1,399	2,280
	青木御座石財産区	4,097	3,909	188
	甘利山財産区	8,444	7,317	1,127
合計		21,810,515	19,572,515	2,238,000

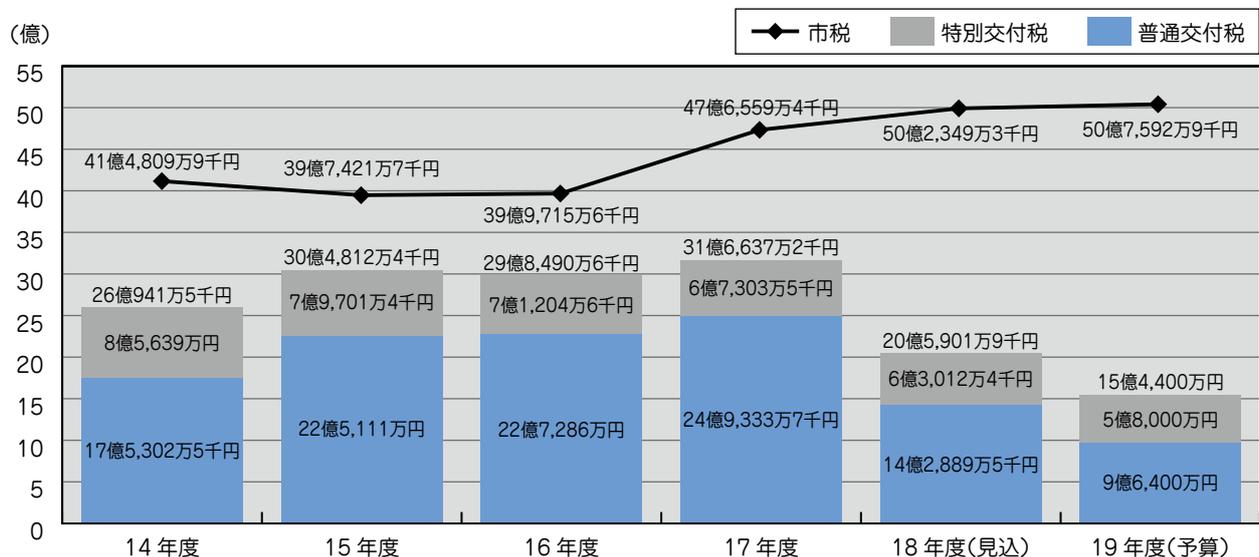
企業会計

(単位：千円)

会計	区分	予算現額	執行済額	資本的支出等補てん財源	業務量
韮 崎 市 事 業	収益的収入	2,402,927	2,138,122	過年度分損益勘定留保資金 81,794	延患者数 145,414人
	収益的支出	2,402,927	2,309,544		入院(医療) 50,321人
	資本的収入	73,449	74,374	当年度消費税および	入院(介護) 8,219人
	資本的支出	173,565	156,233	地方消費税資本的収支調整額 65	外来 86,874人
現債額				1,570,013	
韮 水 道 事 業	収益的収入	862,683	846,149	過年度分損益勘定留保資金 186,210	配水量 4,387,280 m ³
	収益的支出	862,683	842,159		有収水量 3,604,783 m ³
	資本的収入	196,268	194,409	当年度消費税および	給水戸数 11,019戸
	資本的支出	448,026	391,006	地方消費税資本的収支調整額 10,387	給水人口 28,802人
現債額				3,443,267	

交付税および地方税歳入の経緯

市税収入は、平成16年度まで横ばい傾向でしたが、平成17年度より上昇しています。
地方交付税については、平成19年度予算においては約5億1千万円の減を見込んでいますが、算定方法の変更など制度自体が不透明なため、先行きは不透明です。

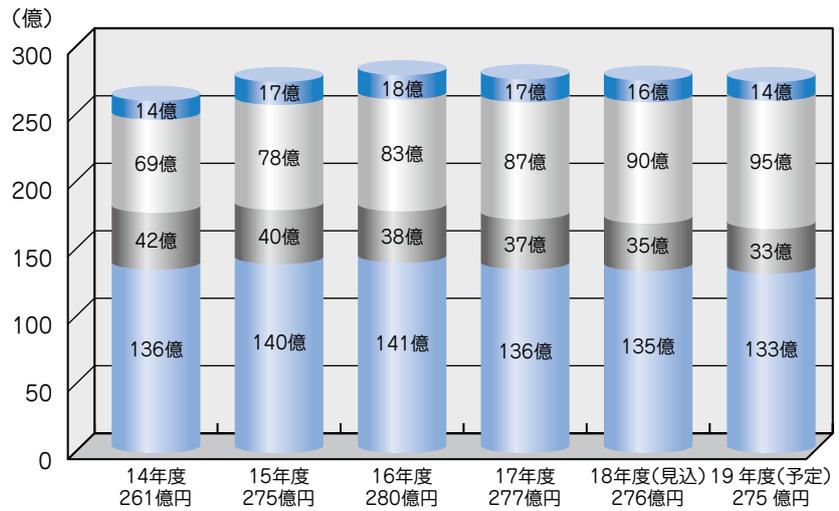
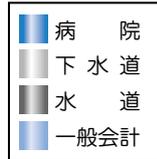


蕪崎市における地方債状況

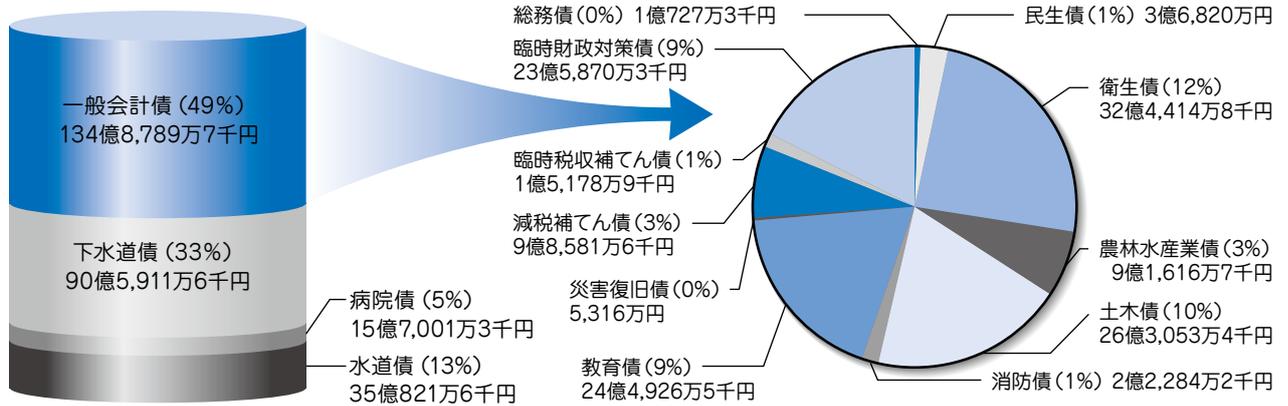
地方債現在高状況

地方債の現在高は、横ばい傾向にありますが、下水道事業債は依然増加しています。

地方債は借金でありますので、今後も地方債現在高については、より一層の注意が必要となりそうです。



目的別市債の現在高状況



蕪崎市職員(看護師)を募集します

採用職種

看護師(中級) 4名

資格要件

昭和42年9月1日以降に生まれた者(採用時40歳以下)で、看護師資格を有する者

採用予定日

平成19年9月1日

採用試験

■日時

1次試験 7月14日(土)
※午前8時から受付

■会場

蕪崎市立病院3階会議室

■内容

教養試験・適性検査・作文

受験申込等

政策秘書課政策人事担当へお申し込みください。
※代理人・郵送も可能です。

必要書類

①採用試験受験申込書
※政策人事担当で配布。
(市HPでも入手できます)
※郵便請求には返信用封筒を同封してください。
②最終学校卒業証明書(写)
③免許・資格証明書(写)



申込受付期間

6月1日(金)～25日(月)
8時30分～17時30分
(土・日曜日は除きます。)

お問い合わせ

政策秘書課政策人事担当
(内線325・326)



まち
“おらが地域の優れモノ発掘！”
 7月に募集します

私たちが選ぶ「葦崎百選」

葦崎市では、「魅力・再構築プラン」として、市が誇れる自然、史跡、商工農産物などを広く市民のみなさんから推薦いただき、「葦崎ブランド」として、観光資源を全国に訴求したいと考えています。

現在知名度のあるもの、また、すばらしさが埋もれている資源、五感（視覚、聴覚、臭覚、味覚、触覚）にうったえるものを掘り起こし、本市を全国に紹介する「葦崎百選」を7月の広報にて募集します。今から写真、地図などをご用意しておいて下さい。

■お問い合わせ 商工観光課観光担当（内線229・230）

■お問い合わせ
 農林課農林振興担当
 （内線223）

生産性・収益性の向上、
 担い手の定着等に関する活動

- ①農作業の受委託推進
- ②農地の面的集積の促進
- ③稲作と果樹の複合経営の実現

多面的機能を増進する活動

- ①景観作物作付け
- ②堆きゆう肥の施肥

農業生産活動

- ◇農用地に関する事項
 - ①適正な農業生産活動
 - ②農地法面の点検
- ◇水路・農道等の管理
 - ①水路管理
 - ②農道管理

■集落協定の実施内容等

中山間地域等直接支払交付金実施要領第12及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第17に基づき、平成18年度葦崎市中山間地域等直接支払交付金集落協定の概要及び実施状況について、次のとおり公表します。

中山間地域等直接支払交付金
 概要及び実施状況（平成19年6月1日）

集落名	協定認定日	協定参加者数		交付金総額	協定用地面積	
		農業者	その他		田	傾斜等
三ツ澤	H17.9.30	128人	8人	2,421,804円	144,155㎡	1/2
三之蔵		15人		806,047円	47,979㎡	
日之城		37人	42人	99,475円	59,189㎡	
折居		45人	8人	1,692,986円	100,773㎡	
御杉		30人	4人	1,309,594円	77,952㎡	
武田		40人		1,747,200円	104,000㎡	
鍋山	H18.6.30	22人		2,477,176円	147,451㎡	
北宮地		22人	23人	2,173,500円	129,375㎡	
計		317人	62人	12,727,782円	810,874㎡	

元気な農地の再生へ

遊休農地等利用促進補助金制度

■対象となる農地
 蕪崎市では、近年増加する遊休農地抑制のため、遊休農地等について新規に農地の賃借権を新設し、規模拡大を目指す農業者（借り手）のみなさんに補助金を交付する制度を新設しました。

対象となる農地

農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内の遊休農地等

賃借権の要件

次のすべてを満たしていること

◇農業経営基盤強化促進法に規定する利用権（賃借権に限る）の新規設定または農地法第3条に規定する賃借権の新規設定

◇賃借権設定期間が5年以上

◇平成19年4月1日から平成20年3月31日までの賃借権の設定面積が5a以上

交付金額

◇遊休農地

過去1年以上、作物を栽培していないが、多少手を加えれば耕地になる可能性のある農地
 (10a当たり 2万円)

有機農業普及促進補助

市では、有機農産物の栽培促進等を目的とし、「蕪崎市有機農業普及促進補助要綱」を策定しました。これにより、家畜排せつ物肥料購入に関して補助を受けられます。詳細は表をご覧ください。

対象者	市内在住で、補助要件に該当する農家
補助要件	○梨北農協が家畜排泄物を原料として製造販売したもの（土の里） ○1年度の購入量が480kg以上であること
補助金	購入経費の4分の1以内とする（千円未満は切捨て）
申請方法	補助申請は梨北農業協同組合の組合長が行うため、購入農家の方は梨北農協に委任状を提出してください

■お問い合わせ
 農林課農林振興担当
 (内線224)

◇荒廃農地

多年生雑草や灌木が繁茂し、通常の農業用機械では耕起が不可能な農地（田・畑）や、改植を行わなければ通常の作物栽培ができない状態の農地（樹園地）
 (10a当たり 5万円)

補助金の申請手続

農業委員会で遊休農地等の賃借権を新規に設定した後、補助金交付申請書

・位置図
 ・農用地利用計画書
 ・現況写真
 を提出してください。

市が現地調査、書類審査後に交付の決定をいたします。

注意事項

※交付決定が通知されるまで、遊休農地等に手を加えないでください。

※申請した農地を賃借権の設定期間内に、遊休農地等に戻した場合は、交付された補助金を返却していただく場合があります。

■お問い合わせ
 農林課農林振興担当
 (内線224)

平成19年度農作業雇用労賃・小作料標準額が決定しました

蕪崎市農業委員会では、4月25日開催の委員会で次のとおり平成19年度の農作業雇用労賃および小作料の標準額を決定いたしました。

■お問い合わせ
 蕪崎市農業委員会 (内線226)

平成19年度標準小作料 (10a当り)

農地等の区分	標準額	備考
水田の部	圃場整備区域	18,000円 堰費耕作者負担
	徳島堰区域	16,000円 堰費耕作者負担
	朝穂堰区域	14,000円 堰費耕作者負担
	その他の区域	17,000円
畑の部	ブドウ	20,000円 デラウェア成園
	桃	20,000円 白鳥成園
	リンゴ	20,000円 つがる成園
	普通畑	4,000円

平成19年度農作業雇用労賃【標準額】 (10a当り)：乾燥粉摺り・一般農作業以外

区分	作業内容	標準額
耕耘請渡	耕耘1回で植付け可能な田を標準とする	8,000円
耕耘請渡	水稲刈取り後、耕耘しない田を植付け可能に耕耘する	12,000円
機械田植え	燃料・技術者付き	8,000円
稲刈り(バインダー)	燃料・技術者付き(ヒモ代別)	8,000円
脱穀機賃金	燃料・技術者付き(自脱)	8,500円
コンバイン作業労賃	刈取り脱穀(ヒモ代別) 燃料・技術者付き	16,500円
乾燥・粉摺り (60kg当り)	(米) 乾燥	1,200円
	(麦) 乾燥	1,400円
	粉摺り	600円
一般農作業	1日(8時間)	7,200円



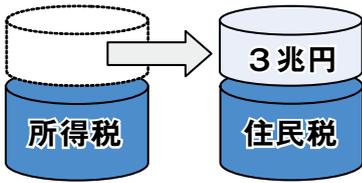
大きく変わります

あなたの所得税&住民税(市・県民税)

国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲によって、今年からみなさんの納税額が変わります。多くの方は既に平成19年1月から所得税が減っていますが、その代わりに、この6月から住民税が増えます。所得税と住民税を合わせた1年間の税負担は基本的には変わりません。

どうして所得税と住民税の納税額が変わるのですか？

平成19年より三位一体改革の一環として、所得税から住民税へ3兆円の税源が移譲されます。「地方にできることは地方に」という趣旨で、地方の権限や責任を拡大するのにあわせて、国から地方へ税源が移し替えられるものです。



これにより、国税(所得税)が減った分、地方税(住民税)が増えて、それぞれの割合は変わりますが、両方の額を合わせた税負担が変わることは基本的ではありません。

税率などはどのように変わるのですか？



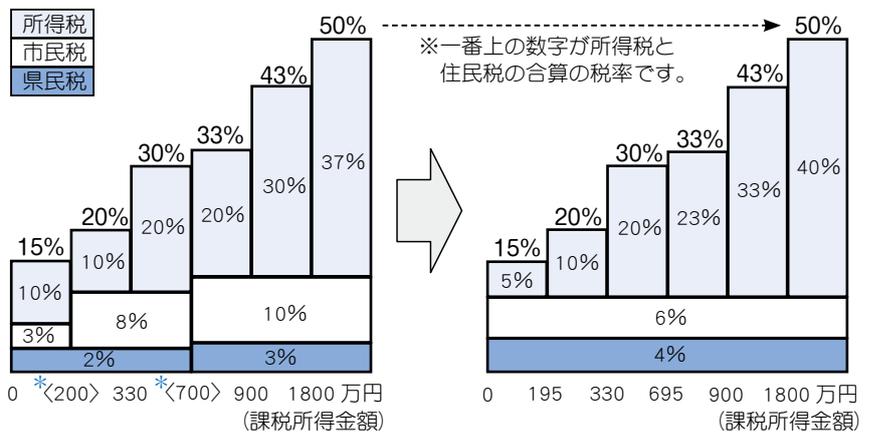
今まで課税所得の額によって4段階に税率が分けられていた所得税は、6段階に細分化されました。住民税については、3段階から所得の多い少ないに関わらず一律10%となりました。

住民税が増えても所得税が減るため、所得税と住民税の合算の税率、税額は変わりません。

ただし、景気浮揚策として平成11年から実施されてきた定率減税については、所得税で税額の10%相当額の控除(12万5千円を限度)が平成19年1月分から、住民税では税額の7.5%相当額の控除(2万円を限度)が6月分から廃止となりましたので、この分については、税源移譲とは別に、負担が増えることとなります。

なぜ所得税と住民税の変更時期が違うのですか？

所得税と住民税では、1年間の課税サイクルが異なるため、税額が変動する時期が異なります。所得税は1月から12月まで、住民税は6月から翌年5月までの課税サイクルとなっているからです。



また、給与所得者、年金受給者、事業所得者など、それぞれの対象所得によって、所得税・住民税が変動する時期が異なります。

◇給与所得者

ほとんどの方は、1月から所得税が減っており、6月から住民税が増えます。

◇年金受給者

2月の支給分から所得税が減っており、6月から住民税が増えます。

◇事業所得者

多くの方については、6月から住民税が増え、来年2月の確定申告の際に、納める所得税が減ります。

※一部の高額所得者については、これらとは逆に、所得税が増え、住民税が減ります。

※65歳以上の非課税措置の廃止

(昨年度から)合計所得の金額が125万円以下で、平成17年1月1日現在、65歳以上であった方には、経過措置が適用されます。



* < > 内は住民税、それ以外は所得税の課税所得です。
 < > 内の課税所得を、所得税の課税所得に読みかえる場合は、それぞれマイナス5万円して下さい。

私の住民税について 教えてください



私は課税所得が200万円ですが、住民税額が昨年の2倍程度になっていくのはなぜですか？



住民税の課税所得が200万円までの方は、住民税の税率が5%から10%になったからです。住民税が増えた分、所得税が10%から5%に減っており、所得税と住民税の扶養控除額等には差がありませんが、税源移譲による増税にならないよう対応されています。

でも、私は昨年と比べても課税所得が変わっていないのに、住民税と所得税を足した金額が増えていくようなのですが・・・



それは定率減税が廃止されたからです。定率減税とは税額を計算してから直接差し引かれる減税でしたが、国の税制改正大綱により、平成18年度分をもち廃止されました。住民税については、税額の7・5%相当額（2万円を限度）の控除がなくなったことが、税額に反映されています。



定率減税を除いた税負担は変わらないんですね。課税所得が200万円を超える人の場合は？



住民税の課税所得で200万円までの税率が、前述のとおり5%から10%に変わったので、約10万円住民税が増えて、所得税が減っています。200万円を超える部分については700万円までの住民税率は変わりありません。



私の収入は年金だけなんですけど、今年の住民税が昨年の倍の金額になっています。



年金を受給されている方のうち、所得税・住民税を納める必要のある方については、支給される年金から源泉徴収される所得税が2月支給分から減額されていますので、所得税と住民税を合計した額としては、昨年までと同じ税率で計算されています。



私は高齢（68歳）で年金収入しかありませんが、昨年から住民税の均等割が課税になりました。もらっている年金額は同じなのに、昨年より住民税が多くなっています。



平成17年1月1日現在、65歳以上の方で、合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するための経過措置がとられています。※軽減額については、下表をご覧ください。

◎合計所得金額が125万円以下の方の課税

17年度まで	非課税
↓	
18年度	※経過措置による軽減あり (税額の3分の2)
19年度	※経過措置による軽減あり (税額の3分の1)
20年度以降	全額負担

※平成17年1月1日現在、65歳以上の方が対象

なお、この経過措置の対象になる方に課税されている今年度の住民税均等割は、26000円です。

■お問い合わせ
税務課市民税担当

(内線1533155)

国家公務員採用Ⅲ種（税務）試験

- 採用職種
国家公務員Ⅲ種税務職員（高校卒業程度）
- 受験資格
昭和61年4月2日～平成2年4月1日生まれの者
- 採用試験
9月9日（日）1次試験（教養、適性、作文）
- 受験申込書の交付
5月14日（月）～7月3日（火）
最寄の税務署にて（土・日曜日は除く）
- 受験申込書の提出
6月26日（火）～7月3日（火）
できる限り郵送（配達記録）をお願いします
※7月3日通信日付印有効
※持参する場合の受付は9時～17時です
- 提出場所
人事院関東事務局
〒330-9712
埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
- お問い合わせ
甲府税務署 総務課
☎055-233-3111（内線312）



広報では、武田の里にらさきで行われる行事や、あなたの身の回りの話題を募集しています。
市役所企画財政課企画推進担当
☎ 22 - 1111 (内線 356)までご連絡ください。



昭和町より参加の赤池さん一家

武田八幡宮などの史跡をめぐる、解説を聞きながら歩けるということで参加しました。新緑のいい季節のウォーキングで、小2の息子も頂上まで一緒に登ったムク台からの眺めは爽快でした。葎崎の歴史も勉強でき、家族で楽しめました。また機会があれば参加したいです。

【モクモクと登るムク台の^{のろし}烽火台】

5月13日、武田八幡宮など、武田氏と関係深い場所や地域の石造物などをめぐる、ふるさと歴史再発見「武田発祥の地ウォーク」が開催されました。

約60名が参加したこの日のウォークの目玉は、昔の情報伝達手段であった烽火台のあるムク台への登山。白山城を經由しての山登りの道中は、みなさん少々きつそうでしたが、頂上から望むいにしへの眺めを楽しみながら食べたお弁当に大満足の様子でした。

次回の「ふるさと歴史再発見ウォーク」は7月開催予定です。お楽しみに！



【STOP! 未成年者飲酒】

心身に悪影響を及ぼし、非行の入口と指摘されている青少年の飲酒を防止するため、未成年者や地域住民の方に広く伝えようと、4月20日の朝、葎崎駅前、「未成年者飲酒防止キャンペーン」が実施されました。

当日は、葎崎高校3年生も参加して、自分たちと同じ学生をはじめ、大勢の方に、チラシを配ったり、大きな声で未成年の飲酒の危険性や、飲酒防止をを呼びかけていました。



前田由貴さん 清水香里さん

最初は恥ずかしくて大きな声が出せなかったけど、かんばって呼びかけました。

未成年の飲酒は心身への影響も大きいし、絶対にダメだって友達にも言います。

「お酒は20歳になってから！！」

【身近な問題、よろずご相談を】

4月19日、6年間行政相談員をされた石川公村さんへの感謝状贈呈式が、後任の中島祥郎さん同席のもと行われました。

行政相談員は、住民の方からの行政に関する意見、要望、疑問や苦情などの相談に応じて、関係機関への連絡や問題解決のお手伝いをする、みなさんと行政とのパイプ役です。どこに尋ねたらいいのかわからない身近な問題など、お気軽にご相談ください。



石川公村さん

中島祥郎さん



【今月の表紙】金丸香さん、夏実ちゃん

「食べたなら、自分で歯磨きしてるもん。」(夏実ちゃん)
 お菓子が大好きな夏実ちゃん。食べたあとは、いつものお気に入りのキャラクターの歯ブラシとコップを持って、歯磨きしています。

「小さい頃は嫌がっていましたが、今では自分で歯磨きしてくれて助かります。でも虫歯にならないように、仕上げで磨いてあげてます。いつもでも自分の歯で食べられるように、食べたなら歯磨きをする習慣をつけて、元気に育ってほしいです。」(香さん)

虫歯になんて、ならないよ!!

一生自分の歯で食べよう

いつまでも自分の歯で食事や会話を楽しめたらいいですね。

6月4日は「虫歯予防デー」、4日から10日までの一週間は「歯の衛生週間」です。

健康な身体をつくるためにも、その元気の源となる歯を大切にしましょう。

☆歯磨きの習慣をつくり、歯、口腔を常に清潔に保ちましょう。

☆甘い飲食物の摂取頻度をできるだけ少なくしましょう。

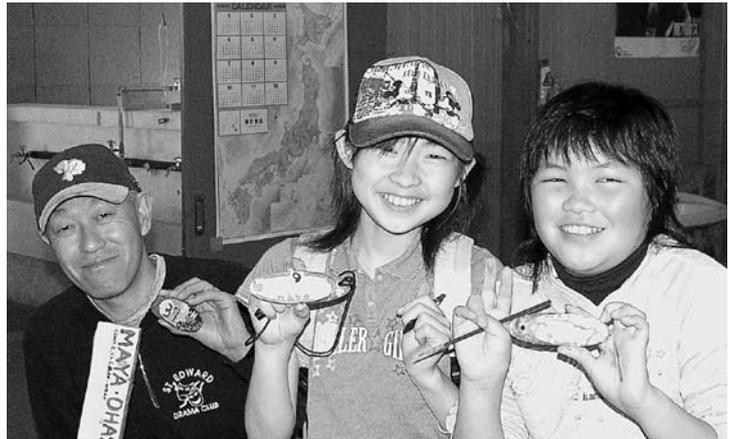
☆年に数回は定期検診を受け、虫歯の早期発見、早期治療に努めましょう。

また、市では韮崎市歯科医師会との共催で、「歯の健康無料相談」を次のとおり行います。

- 日時 6月3日(日) 10時~15時
- 場所 フジミモール駐車場特設会場
- お問い合わせ 保健課健康増進担当
- ☎ 23-4310 FAX 23-4316



「世界にひとつのネームプレート」



山に木を植えることで、自然を大切にする心を養い、ふるさとの山に誇りを持ってもらおうと、5月13日に韮崎青年会議所主催の「にらさき子ども未来塾」が甘利山で開催されました。第1回のこの日は、親子で一緒にハイキングをしたあと、6月のツツジの植樹に向け、木に吊るすネームプレートを作成しました。思いおもいの色を使って名前や絵を描いた自慢のプレートが完成すると、「早くツツジを植えたいな」と、甘利山の未来に心を弾ませていました。

「天ぷら油で車が走る」

毎月第3日曜日の朝、本町の金山歯科医院駐車場にて開催されている「にらさき朝市」。その一角で、使用済み天ぷら油をディーゼル車の燃料として再利用するための廃油回収が5月20日行われました。

山梨県で排出される二酸化炭素の約4割は、車の排出ガスといわれています。地球温暖化の原因となる二酸化炭素の削減のために、天ぷら油で車を走らせる運動に、身近なところから協力してみませんか？ 廃油回収は6月、7月の朝市でも行われます。

(廃油回収の詳細は、広報にらさき5月号の「くらしの情報」にも掲載されています)





くらしの 情報報

「小型ガス瞬間湯沸器」は 空気の入れ換えに注意！！

換気を行わず小型ガス瞬間湯沸器を使用し、死亡に至る事故が発生しています。使用するときは、必ず窓を開けるか、換気扇を回して一酸化炭素中毒を防ぎましょう。

水道がうるおす 日々の健やかさ

生活の一部として、あたりまえのように使われている水道水は、浄水場できれいにされ、水道管を通して各家庭に届けられます。

安全でおいしい水を絶やすことなく送るために、多くの方が影でそれを支えています。最近では、地震等の災害に強い水道づくりも必要となってきています。

6月1日から7日までは、「水道週間」——。普段は気にかけることの少ない水道の大切さについて、この機会に考えてみてください。

■お問い合わせ
上下水道課水道管理担当
(内線 616・617)



児童手当

小学校修了前の児童（平成7年4月2日以降の誕生）を養育している方で、前年所得が限度額未満の場合に、請求月の翌月分から支給されます。所得制限により、昨年度は認定にならなかった方も、新たに該当になる場合は申請してください。

- ◇3歳未満 (月額1万円)
- ◇3歳以上 第1・2子 (月額5千円)
- 第3子以降 (月額1万円)

■現況届の提出

現在、手当を受給中の方には、6月に「現況届」を送付しますので、期限内に提出してください。

※現況届の提出がない場合は、支給が差し止められますので、注意してください。

■その他

※手当は年3回（6月・10月・2月の各10日）、前月分までの合計額が支給されます。
※公務員の方の児童手当については、勤務先でご確認ください。

児童扶養手当

父と生計を別にして18歳未満の児童（身体・精神に障害のある児童は20歳未満）を監護している母など、次に

該当する児童を養育している方に支給されます。ただし所得制限等、受給要件があり、公的年金の受給者は対象となりません。

■対象児童

- ・ 父母が離婚した児童
 - ・ 父が死亡した児童
 - （遺族年金受給者は除く）
 - ・ 父が政令で定める一定の障害状態にある児童
 - ・ 父の生死が不明な児童
 - ・ 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - ・ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ・ 未婚の母の子
- ※児童が公的年金を受給できる場合、児童福祉施設・里親に委託されている場合、母の配偶者（内縁関係も含む）に養育されている場合等は対象になりません。

■その他

※手当は年3回（4月・8月・12月の各11日）、前月分までの合計額が支給されます。



■お問い合わせ

福祉課子育て支援担当
(内線174)

特別児童扶養手当

在宅の心身障害児（20歳未満）で、次の障害程度の児童を扶養している保護者に支給されます。

- ◇1級 身体障害者手帳1、2級/療育手帳A
- (月額5万750円)

特別障害者手当

身体または精神に著しく重度で永続する障害があるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳以上の心身障害者で、重度の障害が重複されると認められる方に支給されます。

(月額2万6440円)

障害児福祉手当

重度の障害があるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の心身障害児に支給されます。

(月額1万4380円)

重度心身障害児福祉手当

次に該当する障害程度で、在宅の心身障害児（18歳未満）を養育されている保護者に支給されます。

◇身体障害者手帳

1～3級

◇療育手帳A～B-1
(月額4000円)

■所得状況届の提出

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方には、7月下旬に「所得状況届」を送付します。

※期限内に「所得状況届」の提出がない場合については、8月以降の手当が差し止められることもありますので、ご注意ください。

■その他

特別児童扶養手当、障害児福祉手当については、障害を支給事由として年金を受給することができるとは、受給の対象になりません。

■お問い合わせ

福祉課社会福祉担当
(内線176)



日曜日に開設します
法務局なんでも無料相談所

登記、戸籍、供託、訟務、人権擁護、成年後見登記などについての疑問に、法務局の職員、公証人がお答えします。秘密は固く守られ、事前予約などの手続きも不要ですので、ぜひご相談ください。

■相談内容

- ◇土地や建物、会社の登記
- ◇相続や遺言
- ◇その他、法務局の業務に関すること

■日時

6月17日(日)
9時～15時30分

■場所

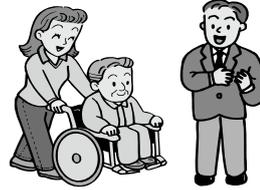
甲府地方法務局4階会議室

■お問い合わせ

甲府地方法務局
055125217153

**介護環境をサポート
福祉用具・住宅改修相談**

車椅子やベッドを選びたい、お風呂場に手すりを取り付けたいなど、身体状況や生活環境・介護の状況に合わせて福祉用具の選択や住宅の改修等、専門的な情報提供や相談対応を行います。お気軽にご相談ください。



■日時

毎月第2・4水曜日
第2土曜日
14時～16時

※事前に予約をお願いします

■場所

県立介護実習普及センター
介護機器展示室

■相談員

理学療法士、作業療法士、建築士のいずれかが相談をお受けします

■お申込み・お問い合わせ

県立介護実習普及センター
055125418680
055125418690

◆市民栄養相談（要予約）

「食」に関する心配ごとや疑問の相談
※予約は保健福祉センター（☎23-4310）にて電話受付

◆心配ごと相談

生活・身の上等の日常生活の悩みに関する相談
毎週月曜日 10:00～15:00
市役所にて

◆行政相談

国や県、市の行政などについての相談
第1・2・3月曜日 13:00～15:00
市役所にて

◆無料法律相談（要予約）

法律的な相談であればどんな内容でも可
6月の相談は、28日(木) 13:00～
相談時間は、1人30分以内
※予約受付は、6月11日(月) 9:00～
企画財政課（内線356）で電話受付

◆物忘れ相談

認知症予防・介護についての相談
毎月第2火曜日 9:30～16:00
保健福祉センターにて

◆家庭児童相談

子どもや家庭に関する悩みの相談
毎週木曜日 10:00～16:00
市民会館にて

◆学校教育相談

学習・いじめ・不登校など学校教育に関する悩みや不安の相談
毎週月・火・水曜日 9:30～16:00
市民会館にて

◆結婚相談（要予約）

結婚相手の紹介や相談に応じ、幸せな家庭が築けるよう協力
毎週火・金曜日 13:00～16:00
市民会館1階結婚相談所にて（☎22-9711）

子育て教室

持ち物／各種健康手帳・筆記用具・
教室に応じて体操のできる服装

◆ **パパ・ママ学級（要予約）**

育児について、沐浴実習、呼吸法
Aコース3 6月16日（土）9：00～

◆ **すくすく教室（7か月）**

6月12日（火）
受付時間 13：00～13：30
対象：H18年11月生まれ

◆ **よちよち教室（11か月）**

6月19日（火）
受付時間 13：00～13：30
対象：H18年7月生まれ

◆ **のびのび教室（2歳児）**

6月20日（水）
受付時間 13：00～13：30
対象：H17年5月生まれ

乳幼児の健診

持ち物／母子健康手帳・バスタオル・
保険証・印鑑

◆ **4か月児健診**

6月22日（金）
受付時間 13：00～13：30
対象：H19年2月生まれ

◆ **1歳6か月児健診**

6月8日（金）
受付時間 13：00～13：30
対象：H17年11月生まれ

◆ **3歳児健診**

6月15日（金）
受付時間 13：00～13：30
対象：H16年5月生まれ

育児健康相談等

持ち物／各種健康手帳

◆ **にこにこ子育て相談室（要予約）**

6月21日（木）
9：30～16：00

◆ **母子健康手帳交付・妊婦相談・一般健康相談**

毎週月～金曜日
9：30～16：00

健康づくり教室

持ち物／各種健康手帳・筆記用具・
教室に応じて体操のできる服装

◆ **健康トレーニング教室**

6月4日、11日、18日、25日（月）
13：30～15：30

◆ **心のデイケア**

6月14日、28日（木） 10：00～

◆ **陸上ウォーキング教室（当日申込可）**

6月14日（木）
6月23日（土）
受付 9：00～ 出発 9：30～

◆ **健康アップ教室**

6月7日、14日、21日、28日（木）
19：30～

■お問い合わせ・会場は、
葦崎市保健福祉センター（本町3-6-3）
☎23-4310 / FAX 23-4316



? 「3歳の子供がいます。麻疹の予防接種が未接種です。近所の子が麻疹になりましたが、熱を出す1日前に一緒に遊んでいました。どうすればいいでしょうか？」

◎ **未罹患で予防接種をしていない人は、麻疹にかかると思ってください。**

現実的にはもう防ぎようがありません。きつい言い方をすると、予防接種をしなかった親の責任です。接触後72時間以内なら予防接種をすれば防げる可能性があります。お友達が麻疹と診断された日は、接触後時間がたっていることが考えられ、すでに防げる可能性がないと思ってください。血液製剤のガンマグロブリンでも接触後5日以内なら防ぐことは出来ますが、あくまで血液製剤ですので、適応は限られます。

麻疹未罹患で予防接種をしていない人は、麻疹患者とすれ違っただけで100%感染すると考えられます。予防接種による副作用には、発熱、発疹などがありますが、実際に麻疹に罹患した場合と比べると、症状が軽微で、比較の対象になりません。未罹患で予防接種をしていない人は、麻疹にかかると思ってください。むしろ、予防接種を定期接種でできない年齢である乳児にうつしてしまいます。乳児がかかると重症になります。また、麻疹予防接種を1回している方は、およそ9割以上は発症しないといわれていますが、1割以下で、麻疹と接触後発症してしまう可能性もあり、このように全うに予防接種をしている方にも迷惑なこととなります。自分や自分の子だけの問題でないことを一度考えてみてください。

◎ **予防接種をしていない場合は、直ちにお近くの病院にご相談ください。**

自分のお子さんが麻疹の予防接種をしていない場合は、直ちにお近くの病院にご相談ください。なお、卵アレルギーの方も絶対禁忌ではないので、病院にご相談ください。

また、定期接種上は1歳以降に接種となっていますが、生後6～11ヶ月の乳児も（自費になりますが）麻疹単独での予防接種ができますので、ご相談ください。



アドバイザー 葦崎市立病院
小児科 医長 高橋 和也

こぶし号 老人福祉センターバス (6月巡回日程)

祖母石、一ツ谷、水神、1～5丁目、若宮、旭、日の出、西町、富士見ヶ丘、中島、高河原(葦崎駅経由)	7日(木)・26日(火)
富士見、岩下、上の山(葦崎駅経由)	8日(金)・27日(水)
穂坂町権現沢、上の原、上今井、原、長久保	11日(月)・28日(木)
穂坂町日の城、三之蔵、三ツ沢上下、飯米場	12日(火)・29日(金)
穂坂町柳平、宮久保、鳥の小池	13日(水)
藤井町全区	14日(木)
中田・穴山町全区	18日(月)
円野町全区(一ツ谷経由)	1日(金)・19日(火)
清哲、神山町全区(一ツ谷経由)	4日(月)・20日(水)
旭町全区(一ツ谷経由)	5日(火)・21日(木)
大草・竜岡町全区	6日(水)・25日(月)
静心寮	15日(金)
老壮大学	22日(金)

巡回日程に変更がある場合は、区長を通じて連絡します。

お問い合わせ 老人福祉センター
☎22-6944/☎22-6980




**基礎から実践まで
手話講習会 受講生募集**

市内に在住・勤務する方を対象に、葦崎市聴覚障害者の会の方々が講師となり手話講習会を開催します。

- ・初級 手話の理解と基本的な実技
- ・中級 実践に役立つ手話法

■日時 6月21日～12月6日
毎週木曜日(全25回)
19時30分～21時

■会場 市役所別館会議室等

■申込期限 6月15日(金)

■お申込み・お問い合わせ
福祉課社会福祉担当
(内線176・177)

**手話で会話を楽しみましょう
葦崎手話サークル**

手話ができたらステキだと思いませんか?一緒に学んで交流を深めましょう。

◆日程《1泊2日》
7月7日(土)
市役所出発(7時)
医王寺く長篠城址ほか
7月8日(日)
歴史資料館く信玄塚慰霊祭・決戦場まつりほか
市役所到着(19時)

■費用 2万3000円

■定員 27名

■お問い合わせ・お申し込み
武田の里旧温の会事務局
☎2712087 細田

■日時 第1・3水曜日
19時30分～21時30分

■場所 市民会館4階

■お問い合わせ
☎2219790 千野

**新城市友好交流10周年記念!
慰霊祭と武田遺跡めぐり**

武田勝頼公新府入城まつりでの長篠・設楽原鉄砲隊の友情出演も10回目となり、この節目に交流を深めてきた新城市へ友好訪問を行います。両市のさらなる交流進展のため、ぜひご参加ください。

北西陸上クラブ
みんなで一緒に走りましょー!

■お問い合わせ・お申し込み
教育課スポーツ振興担当
☎2210498

北西陸上クラブでは、走りたり跳んだりすることを楽しみながら、大会に参加するこ

**体力測定会・
ニユースポーツ教室**

運動能力や体力の低下が叫ばれている中、自分の体力年齢を知っていますか?参加者が20人以上であれば、体育指導委員が出張して体力測定会・ニユースポーツ教室を開催します。運動を始めるきっかけづくりに、仲間を集めて楽しみながら運動してみませんか?

■ニユースポーツ種目
グラウンドゴルフ、輪投げ、スポーツ吹矢など
※その他にも、たくさん種類目を準備しています。詳細は、お問い合わせください。



**パレット
おえかき教室**

感じたことをそのまま描けるととてもうれしい!
人が見てくれたらもっとうれしい!!

体験教室あります。月4回/4,000円
●詳しくはお気軽にお問い合わせ下さい。
葦崎教室/竜岡町下条東割530-10
甲府教室/甲府市丸の内レストランパレット2F
☎0551-23-5017
●090-6132-6079 羽中田桂子



とで自分の力にチャレンジしています。
また、練習以外にも、バイキングや夏のレクリエーションなどもあります。
体験練習もできますので、まずは見学に来てください!

■募集対象 小学生

■練習日時・場所
毎週金曜日 17時～19時
北西小グラウンド
※土日の午前中(不定期)
葦崎中央公園

■お問い合わせ
☎2310693 功刀

児童センターであそぼう

開館時間 月～土曜日 9:00～19:00
0～6歳 (未就学) 児は保護者の同伴をお願いします。



葦崎児童センター
(☎ 22-7687)

- ◆親子で遊ぼう (お絵かき)
6月5日(火)～8日(金) 11:00～
- ◆チューブ体操
6月14日(木) 10:30～
講師 野尻美穂子先生 小池すみ子先生
持物 室内シューズ
- ◆作って遊ぼう (要予約)
6月26日(火) 10:30～
「七夕飾りを作りましょう」
※材料費自己負担
- ◆交通安全教室 (小学生対象)
6月6日(水) 15:00～
- ◆存儿ーム (小学生対象)
毎週月曜日



北西児童センター
(☎ 22-1775)

- ◆親子で遊ぼう (折り紙)
6月5日(火)～8日(金) 11:00～
- ◆作って遊ぼう (要予約)
6月12日(火) 10:30～
「七夕飾りを作りましょう」
※材料費自己負担
- ◆親子ふれあい体操
6月22日(金) 10:30～
- ◆昔の話 (小学生対象)
6月13日(水) 15:00～
講師 センター職員



北東児童センター
(☎ 23-5550)

- ◆親子で遊ぼう (折り紙)
6月12日(火)～15日(金) 11:00～
- ◆子育て講演会 (食育のおはなし)
6月21日(木) 10:30～
講師 山梨農政事務所職員



甘利児童センター
(☎ 23-1535)

- ◆手遊び歌遊び
6月13日(水) 10:30～
- ◆親子で遊ぼう (お絵かき)
6月26日(火)～28日(木) 11:00～
- ◆山梨県警さちがせ号による
交通安全教室 (小学生対象)
6月20日(水) 15:30～
講師 山梨県警職員
- ◆ビバ緑故郷 (小学生対象)
6月27日(水) 14:30～
講師 石川千夏先生



☆行事のない日でも、各センターは開館します。お子さんと一緒に遊びに来てください。

☆「なかよし広場」
簡単な歌・手遊び・お話
葦崎(木) 11:00～
北東(月) 11:00～
北西(金) 11:00～
甘利(火) 11:00～

☆小学生の行事は「パソコンを楽しもう」など、ほかにもあります。

☆詳しくは、各児童センターにお問い合わせください。

子育て支援センター・児童センター合同事業

ちびっ子運動会 (要予約)

6月29日(金) 10:00受付
10:20～11:30
場所 葦崎市営体育館
持物 室内シューズ



子育て支援センターにいらっしゃい!

開設時間 月～金曜日 10:00～12:00
イベントのない日もお友だちが来てあそんでいるよ!



**地域子育て支援センター
ファミリー・サポート・センター**
(藤井保育園内 ☎ 23-7676)

□保育園開放・子育て相談

- ・保育園開放 毎週水曜日 9:00～12:00
- ・子育て相談 面談 8:30～12:00
電話相談 8:30～17:00

□例月のイベント

- ◆子育てトーク (子育てについて気軽に話しましょう)
6月6日(水) 10:30～
- ◆体位測定 (お子さんの身長・体重を測います)
6月21日(木) 10:30～
- ◆誕生会に参加しましょう (お友だちと一緒に)
6月26日(火) 10:00～11:30
- ◆水曜ミニミニタイム (歌・手遊び・シアターなど)

□その他のイベント・講座

- ◆親子健康教室「夏の病気と対処」
6月7日(木) 10:30～11:30
- ◆親子で楽しむ音楽会 (要予約)
6月11日(月) 10:00～11:00
場所 藤井保育園遊戯室
- ◆親子エアロビクス教室
6月12日(火) 10:30～11:30
講師 斎藤晴美先生 場所 藤井保育園遊戯室
- ◆公園へ行こう
6月14日(木) 10:00 中央公園ちびっこ広場集合
持物 おやつ、弁当など
- ◆親子手作りおやつ教室 (要予約)
6月15日(金) 10:00～12:00
場所 福祉センター2階 ※材料費自己負担
- ◆散歩に行こう
6月25日(月) 10:00 支援センター集合
持物 おやつ、飲み物など

まちづくり活動

「朗読とお話」研修会

朗読やお話を高齢者や子どもたちに見せてみませんか。
朗読表現の仕方やちよっとした手遊びなどを学びます。

■日時 6月19日(火)
13時30分～16時

中央公民館

お申込み・お問い合わせ
中央公民館
☎ 22-11121

■場所 市民会館5階
大ホール

■費用 無料

お申込み・お問い合わせ
中央公民館

プロ野球選手といっしょに
公園でキャッチボール

キャッチボールで親子の会話をしませんか？公園はいい思い出を残すアルバムです。
プロ野球で活躍した阿波野秀幸氏(元近鉄・巨人・横浜)、四條稔氏(元巨人・オリックス)が指導してくれます。

■日時 6月10日(日)
11時～12時30分

■場所 御勅使南公園
※雨天の場合は八田トレニングセンター(予定)

■費用 無料

■持物 お持ちの方は
グローブ、ボール

■お問い合わせ

御勅使南公園管理事務所
☎ 055128514712

子育てサロン 銀河鉄道

「ヘアーカットのしかた」

講師 マーブルキッズ経営 早川能弘・もとみ氏
日時 6月13日(水) 10:30～11:30
場所 市民会館4階大会議室
費用 無料
定員 20名
持物 ハサミ、風呂敷、手ぬぐい、新聞紙
お問い合わせ 銀河鉄道事務局 (☎ 22-1121)

◇第一部 「小説・エッセイ等の表現」
講師 河野司先生
◇第二部 「絵本・紙芝居・手遊び表現」
講師 斉藤順子先生

新刊情報 図書館流通センター「週刊新刊全点案内」1518号より



「風のかげり」

船戸与一著 (新潮社)

第二次大戦前夜。麻布・霊南坂の名家に生まれながらも外交官、馬賊の長、陸軍士官、劇団員の早大生と立場を全く異なる敷島4兄弟が、運命によって導かれた満州で見たものは？未曾有のスケールで描かれる冒険大河口マン。「事変の夜」との2部作です。



「帰ってきた船乗り人形」

ルーマー・ゴッデン作
おびかゆうこ訳 (徳間書店)

ぼくが船に乗って、お兄さんたちをさがしに行くよ！女の人形ばかりがくらす人形の家に来て来た、船乗り人形の男の子カーリーは、いなくなった男の人形たちをさがそうと…？人形たちをいきいきと描いた物語。

(一般書) 「オバサンの経済学」
中島隆信著 (東洋経済新報社)

「淳之介流 やわらかい約束」
村松友視著 (河出書房新社)

(児童書) 「しおだまりの一日」
松久保晃作文・写真 (小峰書店)

「ハーニャの庭で」
どいかや作 (偕成社)

◎図書は、リクエストや予約もお受けいたします。
◎ご案内の「リサイクル文庫」にもご協力ください。
◎ご返却が遅れている方は、どうかお早めにお返しください。

今月のだっこの会

わらべ歌・手遊びなど

遊びや絵本に思わぬ反応が！日ごろの親子のふれあいに。

日時 6月28日(木)
10:30～
場所 市民会館3階 和室

としょかんまつり

楽しい出し物がいっぱいです。お友達と一緒に来てね！

日時 6月23日(土)
14:00～15:30
場所 市民会館5階 大ホール
内容 人形劇、パズルタングラムなど

*今月のお話会は、としょかんまつりにかえさせていただきます。

今月の朗読のつどい

今回は、「増穂すずらん」の皆様です。お楽しみに！

日時 6月2日(土) 14:00～
場所 市民会館4階 大会議室

「猫の結婚式」

安房直子作 (朗読 柴田美和子さん)

「ありがとう」

石田衣良作 (朗読 今村孝子さん)

「チマ男とガサ子」

重松清作 (朗読 永山周作さん)

*※今回は7月14日(土)を予定しています。

■6月の休館日

毎週月曜日、29日(金)です。
お問い合わせは、蕪崎市立図書館
(☎ 22-1121 / ☎ 22-2910)

6月の標語

休日

みんな

家庭の仕事

毎月第1日曜日

男女共同参画の日

市民のひろば

「市民のひろば」では、みなさんの明るい笑顔があふれる話題・情報・写真をお待ちしております。
ご連絡は市役所企画推進担当（内線356）まで。

「スペシャル☆サクスデー」

5月3日に行われたヴァンフォーレ甲府の韮崎市ホームタウンサクスデー、J1第9節：対横浜F.C戦。スタンドが今季最多の1万6279人の観衆で青一色に染まる中、韮崎の子どもたちが、憧れの選手をピッチにエスコートしました。試合の結果は、ヴァンフォーレ甲府が1-0でJ1初の3連勝！ 最高の日になりました。



市の人口（5月1日現在）

男	16,381人	世帯数	12,389世帯
女	16,682人	前月比	+48世帯
計	33,063人		
前月比	-22人		

健康に気をつけ医療費の節約にご協力ください

5月中に市が支払った医療費をお知らせします。

国民健康保険	150,703,133円	※1人当り	17,079円（前月比 7.94%増）
老人保健	226,317,497円	※1人当り	60,986円（前月比 10.36%増）

わが家のアイドルこんにちは



りょう
諒くん（H18年6月生まれ）
清水 誠・ひとみさん 宅（穂坂町）
～「あくあく元気に育ってね!!!」～



たいご
泰吾くん（H17年9月生まれ）
秋山 泰宏・晃子さん 宅（円野町）
～「心のあったかい子になってね!!!」～



ゆうたろう
優太郎くん（H18年11月生まれ）
伏見 泰仁・さつきさん 宅（大草町）
～「優しく朗らかに育ってね☆」～

2100

この広報誌は、古紙配合率100%再生紙を使用しています。